# 中小総研

## **2 社に 1 社がパートに賞与支給 2016 年冬季賞与実態** (IRSME16045)

平成29年1月19日 大西由訓

株式会社エフアンドエムでは、エフアンドエムクラブ会員企業に対し「冬季賞与」についての 実態調査を行った。

#### 1. 調査背景

政府は、12月20日、非正規社員の処遇改善を促す「同一労働同一賃金」のガイドライン 案をまとめた。ガイドラインでは、業績への貢献が同じであれば同額の賞与を支給するよう 求めている。欧州先進国と比較してパートタイマーの賃金が低い日本においては、パートタ イマーの待遇改善は、少子高齢化による働き手不足の対策としても期待されている。

### 2. 調査概要

調査期間:平成28年9月9日~平成28年11月24日

調査対象:エフアンドエムクラブ会員企業

※エフアンドエムクラブ会員企業とは、エフアンドエムから中小企業向け管理部門援サービスの提供を受けている企業

有効回答数:615社

調査エリア:全国

	北海道・東北	関東	首都圏	中部・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	総計
サービス業	9	8	14	20	19	16	20	106
製造業	13	7	23	31	27	23	12	136
建設業	30	1	12	32	24	20	23	142
卸売業	9	1	9	16	15	5	15	70
小売業	14	3	7	10	9	10	9	62
運輸・通信・IT業	5	3	6	4	11	5	5	39
飲食業	4		1	1	3	1		10
不動産業	1	1	6		3	1	2	14
その他	7	1	5	4	7	3	9	36
総計	92	25	83	118	118	84	95	615

※1. 首都圈 = 東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県

### 3. 調査結果

図1のとおり、2015年は3社に1社であったパートタイマーへの賞与支給が、2016年には2社に1社に増加している。パートタイマーの処遇改善、売り手優位である労働市場の

平成 29 年 1 月 19 日 〈FMC161796-3〉

傾向から、パートタイマーへ賞与を支給する企業が増加したものと思われる。

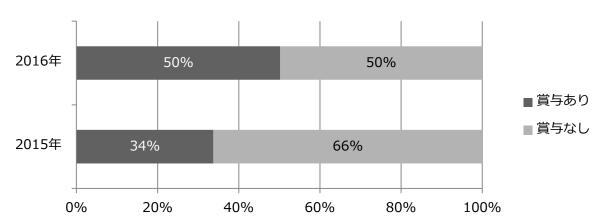


図1 パートタイマー冬季賞与支給割合 前年比較 (n=426)

パートタイマーへの賞与支給割合を業種別に比較すると、飲食業や小売業で高く、製造業や卸売業、建設業で低いことがわかった。飲食業や小売業など、サービスを提供する第一線にパートタイマーが立つ業種では、支給する傾向が高いと推測することができる。

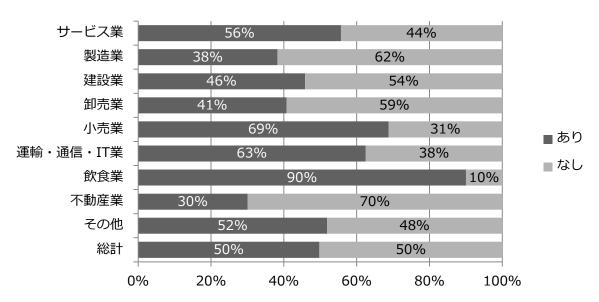


図 2 業種別 パートタイマー冬季賞与支給割合 (n=426)

正社員の賞与平均支給額は 271,649 円と、当社調査においては、第 2 次安倍政権発足の 2013 年以降で初めての減少となった。この調査結果から賞与支給額が全体的に下がったと 判断するのは尚早であるが、2015 年までと比べて伸びが鈍化していると考えることはできる。

(IRSME16046) 2 社に 1 社がパートに賞与支給 2016 年冬季賞与実態

平成 29 年 1 月 19 日 ⟨FMC161796-3⟩

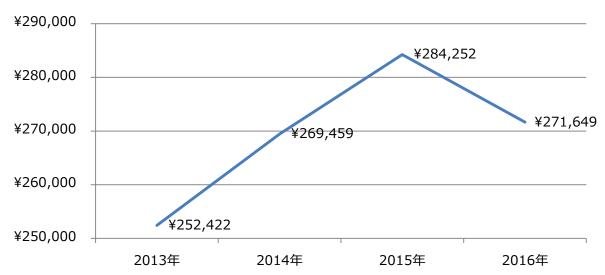


図3 正社員 冬季賞与平均支給額の4年比較

図4 地域・業種別 正社員 2016 年冬季賞与平均支給額 (n=430)

	北海道・東北	関東	首都圏	中部・北陸	近畿	中国・四国	九州・沖縄	総計
サービス業	¥46,667	¥100,000	¥75,000	¥25,000	¥75,700	¥39,400	¥26,444	¥45,927
製造業	¥71,000	¥25,000	¥109,899	¥66,857	¥55,357	¥50,833	¥53,333	¥64,027
建設業	¥73,750	_	¥50,000	¥35,000	¥82,222	¥78,750	¥50,000	¥70,313
卸売業	¥30,000	¥50,000	¥60,000	¥72,000	¥76,250	¥50,000	¥45,000	¥59,870
小売業	¥50,000	_	¥53,000	¥60,000	¥65,000	¥20,000	¥75,000	¥56,333
運輸・通信・IT業	¥10,000	-	-	_	¥32,000	¥20,000	¥50,000	¥30,000
飲食業	_	_	_	¥3,000	-	_	_	¥3,000
不動産業	_	_	¥60,000	_	¥60,000	¥30,000	¥75,000	¥60,000
その他	¥30,000	¥30,000	_	¥50,000	¥17,500	¥20,000	¥53,333	¥32,500
総計	¥56,261	¥46,000	¥74,791	¥55,656	¥59,135	¥53,000	¥46,357	¥56,854

### 4. 総評

「同一労働同一賃金」について、現時点でガイドラインは法的拘束力を持たず、企業の自 主的な取り組みを促すにとどまるが、義務はなくとも採用・定着の視点からパートタイマー の処遇改善を進める企業が増えることが予測できる。(了)